

# 平成 21 年第 3 回臨時会会議録

平成21年 第3回菊池市議会臨時会会期日程表（会期1日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
5月8日	金	本 会 議	開会宣告、開議 議席の指定 議席の一部変更 会議録署名議員の指名 会期の決定 条任委員の選任 市長提出議案の上程・質疑・討論・採決 閉会宣告

## 平成21年 第3回菊池市議会臨時会会議録（目次）

5月8日（金曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第1号	7
2. 本日の会議に付した事件	7
3. 出席議員氏名	8
4. 欠席議員氏名	8
5. 説明のため出席した者の職氏名	9
6. 事務局職員出席者	9
7. 開会	10
8. 諸般の報告	10
9. 開議	10
10. 日程第1 議席の指定	10
11. 日程第2 議席の変更	10
12. 日程第3 会議録署名議員の指名	11
13. 日程第4 会期の決定	11
14. 日程第5 議事第2号	11
15. 日程第6 議案第48号から議案第49号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決	11
16. 日程第7 議案第50号上程・説明・質疑・討論・採決	17
17. 日程第8 議案第51号上程・説明・質疑・討論・採決	20
休憩	23
開議	23
18. 閉会	25

5月8日（金曜日）

# 平成21年第3回菊池市議会臨時会

## 議事日程 第1号

平成21年5月8日（金曜日）午前10時開議

- 第1 議席の指定
- 第2 議席の変更
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 会期の決定
- 第5 議事第 2号 常任委員の選任について
- 第6 議案第48号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(菊池市税条例等の一部を改正する条例)  
議案第49号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)  
一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第7 議案第50号 平成21年度菊池市一般会計補正予算(第1号)  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第8 議案第51号 製造請負契約の締結について  
上程・説明・質疑・討論・採決

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 議席の変更
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 議事第 2号 常任委員の選任について
- 日程第6 議案第48号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(菊池市税条例等の一部を改正する条例)  
議案第49号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)  
一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第7 議案第50号 平成21年度菊池市一般会計補正予算(第1号)  
上程・説明・質疑・討論・採決

日程第8 議案第51号 製造請負契約の締結について

上程・説明・質疑・討論・採決第1 会議録署名議員の指名



出席議員（28名）

1番	東	英	俊	君	
2番	東	裕	人	君	
3番	泉	田	栄一朗	君	
4番	森	清	孝	君	
5番	藤	野	敏	昭	君
6番	樋	口	正	博	君
7番	二ノ	文	伸	元	君
8番	中	山	繁	雄	君
9番	水	上	博	司	君
10番	三	池	健	治	君
11番	怒留	湯	健	蓉	さん
12番	坂	本	昭	信	君
13番	隈	部	忠	宗	君
14番	奈	田	臣	也	君
15番	葛	原	勇次郎	君	
16番	木	下	雄	二	君
17番	坂	井	正	次	君
18番	森	隆	博	君	
19番	山	瀬	義	也	君
20番	本	田	憲	一	君
21番	柄	原	茂	樹	君
22番	松	本	登	君	
23番	工	藤	恭	一	君
24番	境	和	則	君	
25番	北	田	彰	君	
26番	外	村	國	敏	君
27番	徳	永	隆	義	君
28番	横	田	輝	雄	君



欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市長	福村三男君
収入役	高本信男君
総務部長	緒方希八郎君
企画部長	石原公久君
市民部長	原川智明君
経済部長	後藤定君
建設部長	岡崎俊裕君
七城総合支所長	古閑昭二郎君
旭志総合支所長	中村榮光君
泗水総合支所長	岩下義人君
企画部首席審議員	木村靖弘君
財政課長	松岡千利君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	山田浩文君
教育長	田中忠彦君
教育次長	井野英利君
農業委員会事務局長	五島千秋君

---

事務局職員出席者

事務局長	岩木精四郎君
議事課長	永田哲士君
総務審議員	高田早苗君
議事係長	上田敏雄君

午前10時00分 開会

○

○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

ただいまの出席議員は27名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第3回菊池市議会臨時会を開会します。

○

○議長（北田 彰君） ここで、日程に先立ちまして諸般の報告を行います。

去る4月23日から24日まで、第84回九州市議会議長会・定期総会が大分市で開催されましたので、出席してきました。

次に、監査委員から、平成21年2月分の一般会計、特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査の報告がっておりますので、報告いたします。なお、詳細につきましては、事務局に備え付けの書類により、ご承諾いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

○

午前10時00分 開議

○議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

#### 日程第1 議席の指定

○議長（北田 彰君） 日程第1、東英俊君の議席の指定を行います。

今回当選になりました、東英俊君の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において議席番号1番に指名いたします。

○

#### 日程第2 議席の変更

○議長（北田 彰君） 日程第2、議席の変更についてを議題とします。

今回、新たにご当選になりました東英俊君の議席の指定に関連し、会議規則第4条第3項の規定に基づき、議席を変更したいと思います。

変更した議席は、お手元に配付しております議席表のとおりです。

お諮りします。お手元に配付しました議席表のとおり、議席を変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。よって、ただいま配りました議席表のと

おり、議席を変更することに決定しました。

---

**日程第3 会議録署名議員の指名**

- 議長（北田 彰君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、三池健治君及び怒留湯健蓉さんを指名します。

---

**日程第4 会期の決定**

- 議長（北田 彰君） 次に、日程第4、会期の決定についてを議題とします。  
お諮りします。本臨時会の会期につきましては、議会運営委員会において本日の1日間とすることに結論をみておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日の1日間と決定しました。

---

**日程第5 議事第2号 常任委員の選任について**

- 議長（北田 彰君） 次に、日程第5、議事第2号、常任委員の選任についてを議題とします。  
常任委員の選任について、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、東英俊君を建設常任委員会委員に指名します。

---

**日程第6 議案第48号から議案第49号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決**

- 議長（北田 彰君） 次に、日程第6、議案第48号及び議案第49号までの2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

〔登壇〕

- 市長（福村三男君） おはようございます。本日、平成21年第3回の菊池市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、本会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、私は4月12日の市長選挙におきまして、多くの市民の皆様のご支持を得、2期目の当選をさせていただきました。市民の皆様の菊池市に対する厚い思いを胸に、議会の皆様とともに不安のない元気溢れるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、ただいま上程されました議案につきましてご説明申し上げます。

議案第48号及び議案第49号の2議案は、地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので報告し、その承認を求めるもので、菊池市税条例等の一部改正2件でございます。

内容の詳細につきましては、総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。それでは、議案につきまして、説明申し上げます。なお、参考資料として、新旧対照表を添付いたしておりますので、ご参照いただきたいというふうに思います。

それでは、議案の1ページをお願いします。

議案第48号、専決処分の報告及び承認を求めることについて並びに議案の11ページをお願いします。議案の第11ページ、議案第49号、同じく専決処分の報告及び承認を求めることについて。この2議案につきましては、国におきまして、地方税法等の一部を改正する法律が、平成21年3月27日可決成立、3月31日に公布されましたので、本市においても関連する条例を3月31日付で、専決処分したものでございます。

改正する内容につきましては、3月の全員協議会の中で概略説明をいたしたところでございます。

それでは戻っていただきまして、議案の1ページをお願いします。

議案第48号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

開けていただきまして、2ページが専決第1号、専決処分書で、菊池市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したものでございます。

右の3ページが、菊池市税条例等の一部を改正する条例でございます。3ページから6ページまでの中段でございますけれども、6ページの中段までが第1条による改正でございます。また、別冊となっております新旧対照表の方をご覧いただきたいと思っておりますけれども、別冊となっております新旧対照表におきましては、1ページから26ページまでが、第1条による改正分でございます。

それでは、主な改正点につきまして、別冊の新旧対照表により説明を申し上げます。それでは、新旧対照表の1ページの下段をお願いいたします。

第47条の2第2項の改正でございますけれども、これにつきましては、今回の市民税関係の主たる改正部分でございます。改正内容でございますけれども、65歳以上の年金受給者の方で、市民税を納税されている方については、平成21年10月、つまり今年の10月より市民税につきまして年金からの引き落としが始まります。これに伴います改正でございます。公的年金所得に係る個人の市民税の特別徴収でございますけれども、現行では公的年金から給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得でございます営業所得、あるいは農業所得等がある場合は、それらの営業所得、農業所得等に係る所得割額を年金所得に係る税額に加算して特別徴収することとなっておりますが、この47条の2第2項を削除することによりまして、営業所得、農業所得等に係る所得割の加算を止めて、公的年金等に係る、いわゆる対します市民税のみを年金から特別徴収するということの改正でございます。従来は、現行では農業所得、営業所得、また年金所得等含めて年金から特別徴収されてた現行を農業所得、営業所得を外して、年金のみの所得について特別徴収するというので、年金額が他の所得も含めて引かれた関係で年金が少なくなつたというようなことが背景にあるというふうに理解いたしております。

次に、7ページをお願いします。新旧対照表の7ページをお願いします。右側の上から5行目でございますけれども、第7条の3の2の改正でございますが、これは個人住民税における住宅ローン特別控除の創設でございます。国の平成20年度第2次補正予算の中で緊急経済対策の生活対策として、新たに創設されるものでございます。平成21年から平成25年までに入居したものを対象とし、所得税の住宅ローン控除の適用者に対して、10年間個人住民税から控除する制度でございます。

次に、開けていただきまして、19ページになりますけれども、19ページの中段でございますけれども、第17条の2の改正でございますが、これは有料住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例で、21年度から26年度までを期間を延長するものでございます。

次に、固定資産税関係でございますが、主な改正点を説明いたします。新旧対照表に戻っていただきまして、4ページをお願いします。4ページの一番上でございますが、第56条の改正でございます。これは、地方税法第348条第2項第9号で規定いたしております固定資産税の非課税の範囲となります医療関係者の養成所において、教育の用に供する固定資産税の対象に、今回社会医療法人、非営利型一般社団法人、財団法人及び社会福祉法人等を新たに追加し、非課税の範囲を拡充するものでございます。

4ページの一番右側の一番下段から5ページにかけてでございますけれども、第

58条の2の改正でございますが、社会医療法人が医療法に規定する救急医療、災害医療、小児救急医療等で確保事業に係る業務の用に供する固定資産税の非課税範囲、非課税の措置を拡充したものでございます。

次に、10ページの中段をお願いします。10ページの中段、第10条の3の改正でございますが、これは平成17年度地方税の改正によりまして、阪神淡路大震災による被災家屋の所有者等が取得する代替家屋等に対する固定資産税の減額措置の適用期限を2年間延長され、19年、20年度が対象となっておりますけれども、これは時限立法でございまして、時限が、期間が切れましたために、この適用条文を削除するものでございます。

開けていただきまして、11ページから15ページにかけてでございますが、これは固定資産税の土地に対する負担調整措置の継続でございます。平成18年から平成20年度分までの負担調整措置を平成21年度から平成23年度まで延長する制度で、現行の負担調整措置を継続するものでございます。

次に、第2条による改正部分でございますが、新旧対照表の27ページをお願いします。右から上、右の上から3行目でございますが、第10条の2第2項の改正は、新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減免であります。いわゆる200年住宅で、この規定の適用を受けようとするものは、1月31日までに(1)から(4)までの書類を添付して市長に提出しなければならないことを定めております。

次に、第3条による改正でございますが、30ページをお願いします。30ページの上から6行目でございますが、附則第2条第10項の改正は、上場株式等の配当所得の特例が、平成22年から23年まで1年間延長され、上場株式等に係る課税配当所得の金額が一律100分の1.8相当に相当する額となったことによりまして改正でございます。

以上が、菊池市税条例の一部を改正する条例の主な内容でございますが、それ以外の多くの部分でございますが、これは地方税法の一部改正に伴います条項、あるいは条文の整理でございます。

続きまして、議案第49号についてご説明申し上げます。議案の11ページをお願いします。

議案第49号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

開けていただきまして、12ページが専決第2号専決処分書で、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したものでございます。右のページか

らが、条例の一部を改正する条例でございます。今回の改正は、地方税法の一部改正に伴いまして、本市の国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、別冊の新旧対照表をお願いします。35ページをお願いします。新旧対照表の35ページ、今回の一部改正の主な内容について説明申し上げます。上から4行目になりますけれども、第2条第4項の課税額の改正でございますが、これは国民健康保険税の介護納付金にかかります課税限度額を、現行の9万円から1万円引き上げられまして10万円となる改正でございます。これによりまして、現行の医療分の限度額59万円でございますが、これに介護分と合わせまして、課税限度額が現行の68万円から69万円となるものでございます。

次に、下段の方になりますけれども、第23条の改正でございますが、これはただいまの第2条第4項の改正を受けまして、国民健康保険税の減額に関する規定の限度額も併せて改正を行うもので、改正をするものでございます。

右のページの36ページの一番上になりますけれども、第23条第2項を削除することによりまして、国民健康保険税の2割軽減の対象となる要件の見直しを行ったものでございます。現行におきましては、2割軽減の対象被保険者は、申請に基づき減額する申請主義をとっておりましたが、今回の改正によりまして、7割、5割の減額対象被保険者と同じように、申請することなく本算定時に2割軽減対象者も減額することとするものでございます。

下段の附則第10項の改正でございますが、これは上場株式等の配当に係ります国民健康保険税の課税の特例で、配当所得についても国民健康保険税の課税対象とする読み替え規定でございます。

開けていただきまして、38ページ、右側の附則第14項の改正でございますが、これは今回の地方税法の改正によりまして、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当金等の損益通算ができることになったものでございます。上場株式等の譲渡損失には、その年に発生しましたもののほか、前年以前3年以内に生じた譲渡損失で、その年に繰り越されたものを含む仕組みが導入されたための読み替え規定でございます。その他の改正部分につきましては、これも地方税法の改正に伴いまして、条項及び条文の整理を行ったものでございます。

以上、議案第48号と議案第49号を一括して説明いたしました。よろしく願い申し上げます。

○議長（北田 彰君） 以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第48号及び議案第49号の2議案は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北田 彰君) 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東裕人君。

[登壇]

○2番(東 裕人君) 議案第48号、議案第49号について、反対討論を行います。

まず、議案第48号、専決第1号、菊池市税条例等の一部を改正する条例について、07年6月議会で証券優遇税制の延長問題を上げて、私は反対をしました。今回も、その問題を中心に討論を行います。

この証券優遇税制については、07年度の税制改正で1年延長、08年度税制改正で、昨年末に廃止することが決まっていたものが再び延長とされたのが、今回の改正です。06年の国税庁の統計によれば、年間所得100億円以上の高額所得者10人に対して183億円もの巨額減税となるような一握りの富裕層に減税の恩恵が集中する制度であります。アメリカ発の世界金融危機で、アメリカ型カジノ資本主義を目指す路線が破綻したにもかかわらず、こうした証券優遇税制の延長を進めることは、従来の大企業、大資産家優遇路線の継続であり、今日の金融不安に応えるものでもなく、格差拡大にしかつながらないため、承認できません。

次に、議案第49号、専決第2号、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、討論を行います。介護納付金課税額を9万円から10万円に引き上げる条例改正については、さらなる増税につながるので承認できません。

○議長(北田 彰君) ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(北田 彰君) はい。これで討論を終わります。

これより、議案第48号及び議案第49号の2議案について採決します。

議案第48号、議案第49号については討論がありましたので、起立により採決します。議案第48号について、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、議案第48号は、原案のとおり承

認することに決定しました。

次に、議案第49号について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、議案第49号は、原案のとおり承認することに決定しました。

○

日程第7 議案第50号 平成21年度菊池市一般会計補正予算(第1号)

○議長(北田 彰君) 次に、日程第7、議案第50号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長(福村三男君) ただいま上程いただきました、議案第50号、菊池市一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

先の菊池広域連合議会において議決されました消防費の負担金でございます。予備費から消防費へ費目更正するもので、歳入歳出総額に変更はございません。

内容の詳細につきましては、総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(北田 彰君) 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長(緒方希八郎君) それでは、議案の15ページをお願いしたいと思います。議案第50号、平成21年度菊池市一般会計補正予算(第1号)でございます。

開けていただきまして、16ページをお願いします。歳入歳出総額は190億円で、変更はございません。今回の補正は、先の3月定例会市議会におきまして、平成21年度当初予算に計上しておりました菊池広域連合負担金のうち消防費につきまして、委員会修正によりまして1,544万4,000円が予備費への組み替えとなったところでございます。広域連合におきましては、3月の市議会定例会が閉会したのちの3月26日に菊池広域連合議会が開催され、平成21年度菊池広域連合負担金が可決となり、平成21年4月1日付で平成21年度の負担金の請求書が本市に送付されてきました。このことを受けまして、地方自治法並びに菊池広域連合規約の定めるところによりまして、負担金について必要な予算措置をするため、今回予備費を消防費に組み替えるものでございます。

22ページをお願いします。事項別明細でございますが、歳出のうち款8消防費、目1常備消防費につきまして1,544万4,000円を増額補正し、下段の款13予備費について、同額を減額するものでございます。

以上、議案第50号の説明でした。

○議長（北田 彰君） 以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

樋口正博君。

[登壇]

○6番（樋口正博君） 議案第50号、菊池市一般会計補正予算について、質疑をさせていただきます。

ちょっと、私個人は広域連合にも行ったことがないので、この流れから言うと、もともと緊急指令システムについて、設置は早急に望むところでありますが、経緯からすると広域の議会において修正の予算が出されたら、4,000万円。それは、空港対策で付く補助金であるという、その財源をもとに出されて、それが可決をされ、その後補助金が付かないという事態が発覚をして、その一般財源というか持ち寄りでまかなうということが可決をされたというふうに聞いております。

ちょっと私、しかしながらそこで思うのは、財源の裏付けが確実でない案件が、その広域連合によって出されて、それが可決された。最終的には、一般財源をもってまかなうということで、再度可決はされておりますが、その言い方はあまりよくありませんが、財源の確定をしないものをもって、それを議案として出すことが、地方自治法上触れることがないのか、そのところが非常に私はわかりにくいところで、当然今回の1,544万4,000円を執行部として計上された以上は、その地方自治法上法的な根拠を踏まえた上で、この議会にご提出をされているというふうに考えます。そういう意味において、地方自治法上の抵触も含めて、執行部の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） お答えします。1点目の予算の裏付けということでございますが、あくまで広域連合議会ということでございますので、ただ一般的な予算の計上につきましては、歳入の予算計上がなされているということでございます。その財源が補助金であるか一般財源であるかというのは、こちらの方では関知しないというといけませんけれども、できないところではないかというふうに思います。

法的な問題でございますけれども、構成市町村としては、広域連合議会では予算措

置が必要になった分については、市町村は負担すると、負担しなければならないという自治法上の問題がございます。その請求があったものについては、当然構成市としては負担しなければならないというふうに思っておりますし、法的な問題は無いというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○6番（樋口正博君） はい、すみません。今のご答弁で言うと、広域には、昔のいろんな一部事務組合ありますが、市としては入っていけないというところが、大きな答弁の柱だったと思うんですが、基本的にはですね、まず1つは、当菊池市においては、そのように例えば補助金が、こういうものがあるからということで、例えば議案が出て可決をして、そのあと補助金がつきませんよというのは、一般的にはあまり好ましくないというか、あるべき姿ではないと思いますし、それに加えて、今の答弁の中には、広域には広域の議会があるということで、当然議員の皆さん方、代表して一生懸命頑張っていたいただいているとは思いますが、そこにやっぱり事務方としてですね、いろんな形である程度入っていかないと、どうしてもその議会だけではうまく判断ができないところがあると思うんです。司令システムとか、この予算について私は反対をするものではありませんが、ぜひとも今後はそのような形で、広域で議決をされたものだから、なかなかこちらでは判断がしにくいというものではなくて、もっと議員さんとともに、そこら辺の法的な判断も踏まえて、中に入っていただければと思います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 今回の指令システム以外の分についてという一般論的には、当然広域議会の予算につきましては、事務方と財政課長、もしくは副市長、副町長等の予算査定がございます。内容についても、事務局から説明を受けながら、適正であるかというものを審査した上で、当初予算計上という形になります。今回の指令システムがどのような形になっているのかというのは、議論のあったところでございますので、そのところについては、ちょっと把握いたしておりませんけれども、一般論としては、当然構成市町村として、予算編成については入っているということでございます。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第50号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、採決します。

お諮りします。議案第50号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、原案のとおり可決することに決定しました。



#### 日程第8 議案第51号 製造請負契約の締結について

○議長（北田 彰君） 次に、日程第8、議案第51号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま上程いただきました、議案第51号、製造請負契約の締結については、平成20年度菊池市統合型GIS構築業務委託について、国際興業株式会社熊本営業所と業務委託請負契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものです。

内容の詳細につきましては、総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案の理由の説明とさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 議案の25ページをお願いしたいと思います。

議案第51号、製造請負契約の締結について、説明いたします。菊池市統合型GIS構築業務委託につきましては、菊池市議会の議決に付すべき契約及び財産の取

得または処分に関する条例第2条、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事または製造の請負とするとの規定に基づき、お願いするものでございます。

本市では、入札価格とともに専門的な知識と技術力を業者選定要件とした方が、より高度な業務遂行ができるとした業務につきましては、菊池市型指名プロポーザル方式により契約業者を特定する方法をとっております。

今回の菊池市統合型GIS構築業務委託につきましては、このプロポーザル方式を採用し実施することとし、3月18日に指名審査会を開催、10社を指名しました。その後、それらの指名業者に対し、書面にてプロポーザルへの参加の有無を確認、4月23日、最終的に技術提案書を提出した2社により、プレゼンテーション及びデモンストレーションをいただき、総合評価が上位であった国際航業株式会社熊本営業所に決定したものでございます。その後、すべての事務処理を終え、仮契約を完了したものでございます。

1の契約の目的でございます。菊池市統合型GIS構築業務委託。2の製造場所でございます。これは、菊池市隈府外地内でございます。契約の方法、随意契約で（菊池市型指名プロポーザル方式）。契約の金額、1億3545万円。内訳といたしまして、固定資産基本データ整備8601万750円、道路台帳システム整備4943万9250円。5の契約の相手方、熊本市水前寺公園28-43、国際航業株式会社熊本営業所、所長、鎌田法雄。

以上、議案第51号の説明でした。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北田 彰君） 以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

奈田臣也君。

[登壇]

○14番（奈田臣也君） 部長の議案の説明の中で、1つ質問いたします。

今、専門的なその業者を選ぶ場合、専門的な知識と技術を持っていることを条件とすると言われましたけれども、このような知識と技術を持っている基準というのは、菊池市の方でぴしっと持っておられるのかおられないのか、その辺を再度教えていただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 基準といいますのは、先ほど申しましたように、指名審査会に諮って10社を決定したところでございます。

その10社につきましては、この他の自治体等におきまして、統合型GISの経

験があるとか、それが可能であると見込まれる業者、全国の上位10社を指名したところでございます。全体的には、業務が可能であると推定されることを指名したところでございます。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

○14番（奈田臣也君） あのですね、私はこの前の全協のときも申し上げましたように、十何人の方がおられますので、そこで基準をですね、基準と様式、そういうのをぴしっとつくって、それで入札された方が金銭的には効率じゃないかなと考えております。なぜその随契をですね、ちゃんむりせないかんのか、再度教えていただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） なぜ随契をしなければならないかということでございますが、これは説明でもいたしましたように、菊池市の将来的な、いわゆるいろんな業務の統合を行うわけでございますので、高度な、やっぱり専門的な知識が要するというので、価格のみの競争ではなじまないと、いわゆる技術力の競争が必要であるという、価格も併せてでございますが、技術力、専門的の能力というのを高く基準として持ったわけでございます。また、様式等、その基準はないのかということでございますが、当然指名する場合には、仕様書等を作成しまして、10社に確認をさせていただいております。その中で事務量が、国が臨時交付金等で経済対策をやっておる関係から、業務を抱えたところもございまして、また仕様書によって、今回の固定資産と道路台帳というのを両方、片方が若干専門性が足りないということで辞退されたところも多くございます。そういった意味で、価格だけで済ますと、今の中で8社が辞退されておりますけれども、価格の安いところで、いわゆる業務遂行ができない、価格だけの比較で落札された場合には、業務が非常に完成品が落ちるものが出てくるということで、今回のポロポーザル方式をとったところでございます。専門性を重視したということでございます。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

○14番（奈田臣也君） あ、この制度につきましては新しい制度ということでございまして、私たちももっともこの制度につきましても勉強していきたいと思っておりますので、今後ともあらゆる機会を通じて、この制度の優位性とか必要性というの

をですね、教えていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

栃原茂樹君。

[登壇]

○21番（栃原茂樹君） 固定資産基本データと道路台帳システム整備ですね、この国際航業株式会社は、全国で何市町村、何箇所市町村の自治体を現在までやっているか。

それと、熊本県ではどこの市町村が実際やっているか、それを教えていただきたいと思います。

暫時休憩します。

○

休憩 午前10時42分

開議 午前10時46分

○

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） この国際航業の受注状況でございますけれども、県内におきましては、八代市、宇城市、城南町、南阿蘇村でございます。

また、全国におきましては、二百数十市町村を受けているというようなことで聞き及んでおります。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

○21番（栃原茂樹君） 全国では200ぐらいということ、それから県では4カ所ですね。こういうものについては、いろいろ熊本県でも機械関係工事のシステムは、4カ市町村しかやっていないとですね、いろいろな不都合が必ずあるわけですね。自治体が40も50もやっておるなら、お互いの自治体で勉強してやりますから、このシステムもうまい具合にやっていくところができますが、ただ4つということになりますと、ほかの町村は、まだこれに取り組んでいないということですかね。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） はい。この統合型GISというのが、他の自治体と異なりますか、全国でも今から取り組むというようなシステムでございますので、全国的にはまだまだ数が少ないだろうというふうに理解いたしております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

○21番（栃原茂樹君） 道路台帳あたりは、今までもやっていたわけですね。何か不都合が出てきたわけですかね。そのあたりを鮮明にお聞かせを願いたいと思います。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 道路台帳につきまして、お答えを申し上げたいと思います。

今まで4市町村が合併して、1つの自治体になりました、新市ができておりますけれども。それぞれ市町村ごとに、その道路台帳を委託している業者が違っております。どうしてもやっぱり一体とした菊池市の新しい道路台帳を整備していく上では、1つの企業にですね、1つの自治体がやっぱりお願いをして、より簡素合理化して、経費的にも抑えるということもできてきますので、これがベストではないかと思っておりますので、こういう形式をとらせていただきました。

以上でございます。

○21番（栃原茂樹君） 申し上げておきますけれども、今まで4市町村が別々だったということであるならば、そのうちの一番いいのにやっておけばいいんじゃないかと、私は思うわけですね。また新しくやったら、必ずいろいろな問題が出てくる場合がございます。私もこれは道路台帳は経験いたしております。大して難しかこつじゃなかわけです、これは。簡単です。専門的な云々ということは、あんまり要りません。そういうやつでございますので、何だか全国的に、この相当専門的な会社のようなですけども、道路台帳については大した専門的なことは要りません。今の時代ですから、今までやってきておりますから。そういうことがございますし、新しくやると必ずいろいろな問題が出てきますので、そのあたりをですね、ぴしゃっとやってもらわんと、そして4市町村ということになりますと、お互いの自治体が多くなればですね、いろいろな知恵がありますから各自治体の知恵が出て、ソフトでも開発をやっていくと。ただ4つというんですね、何だか不安に思うわけです。そういうことです。

○議長（北田 彰君） 栃原議員、もう3回の答弁が終わりましたので。

○21番（栃原茂樹君） 終わります。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） これで質疑を終わります。

議案第51号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第51号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了し、本臨時会に付議されました事件はすべて議了しました。

これをもちまして、平成21年第3回菊池市議会臨時会を閉会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。



閉会 午前10時53分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長 北 田 彰

菊池市議会議員 三 池 健 治

菊池市議会議員 怒留湯 健 蓉

# 付 録

# 菊池市議会 議席表

28	27	26
横田 輝雄	徳永 隆義	外村 國敏

25	24	23	22
北田 彰	境 和則	工藤 恭一	松本 登

21	20	19
柝原 茂樹	本田 憲一	山瀬 義也

18	17	16
森 隆博	坂井 正次	木下 雄二

15	14	13	12
葛原 勇次郎	奈田 臣也	隈部 忠宗	坂本 昭信

11	10	9
怒留湯 健蓉	三池 健治	水上 博司

8	7	6
中山 繁雄	二ノ文 伸元	樋口 正博

質問席		5	4
		藤野 敏昭	森 清孝

3	2	1
泉田 栄一郎	東 裕人	東 英俊

平成21年第3回臨時会付議事件一覧および審議結果表

(5月8日議決)

議 事	件 名	審議結果
議事第 2号	常任委員の選任について	選 任
議案第48号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (菊池市税条例等の一部を改正する条例)	原案承認
議案第49号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	原案承認
議案第50号	平成21年度菊池市一般会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第51号	製造請負契約の締結について	原案可決